

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、奈良市及び生駒市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

奈良市

生駒市

二 調査を行った期間

奈良市 平成二十四年五月十一日から平成二十五年十一月五日まで

生駒市 平成二十三年四月二十二日から平成二十四年九月十四日まで

三 成果の名称

奈良市都祁小山西戸町の一部の地籍図及び地籍簿

生駒市東旭ヶ丘及び山崎町の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

奈良市都祁小山西戸町の一部の地域

生駒市東旭ヶ丘及び山崎町の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十六年八月七日